

「Soils and Foundations」編集委員会規程

平成 10 年 12 月 2 日 編集委員会制定
平成 12 年 2 月 4 日 編集委員会承認
平成 12 年 7 月 6 日 会誌部会承認
平成 13 年 11 月 30 日 編集委員会承認
平成 20 年 2 月 5 日 編集委員会承認
平成 23 年 4 月 11 日 編集委員会承認
平成 24 年 11 月 8 日 編集委員会承認
平成 27 年 9 月 2 日 編集委員会承認
平成 30 年 7 月 11 日 編集委員会承認

目 的

1. この規程は「Soils and Foundations」編集委員会（以下編集委員会という）が、「地盤工学会論文報告集（名称”Soils and Foundations”）（以下論文報告集という）」を企画，編集，発行するために，円滑な運営を図ることをその目的とする。

編集の基本方針

2. 論文報告集は隔月刊であり，地盤工学に関わる独創性，新規性，有用性のある研究成果をはじめ，極めて資料価値の高い調査・設計・施工・現場実測の成果，災害調査速報，時宜を得た専門テーマに関する現況総括，ならびに掲載論文に対する学術的討議を掲載する。当該分野における複数の専門家による査読結果に基づき，見識の高い専門家よりなる編集委員会において，論文報告集の質を維持し，かつ読者の立場からの読みやすさにも配慮して，公正かつ慎重に掲載論文の選定と編集作業を行う。さらに，英文校閲を行い，英文のレベルも高く保つ。また，重要かつ緊急性，有用性のあるテーマについては，特集号の発行と，それに伴うシンポジウムの企画も取り入れ，魅力ある専門学術誌の地位を確保するように努める。

委員会の構成と任期

3. 編集委員会には，委員長，副委員長数名，幹事委員十数名，委員数十名をおく。
4. 委員長は編集委員会の会務を総括し，委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐する。幹事委員は，委員長，副委員長を補佐し，論文査読の結果を総括し，編集幹事委員会に報告する。委員は，論文査読の結果を取りまとめ，幹事委員に報告する。
5. 委員長，副委員長，幹事委員，ならびに委員の任期は 1 年とし，再任を妨げない。ただし，原則として再任の限度は 3 年とする。また，任期中に新たな会務に変更となった場合は，その時点から再任の限度を 3 年とする。ただし，原則として再任の限度は 3 年とする。また，委員長は，必要に応じて公益出版部会の委員から 1 名を編集幹事委員会に加えることができる。
6. 編集委員会は，委員長が招集し，少なくとも年に 1 回開催する。ただし，召集においては，外国人編集委員を除く。
7. 編集幹事委員会は，委員長，副委員長から構成される。

8. 委員の構成は、公益出版部会において会員の中から選出し理事会へ報告するものとし、原則として同一部局からの重複は避け、職域、専門領域を考慮する。

委員会

9. 編集幹事委員会は、委員長のもとに編集に関わる次の事項を審議し、承認あるいは決定する。編集幹事委員会の議事は、論文担当委員名を伏せたうえで編集委員全員および公益出版部会に速やかに通知される。幹事委員会の議事については、編集委員全員は委員長に対して意見を述べることができる。
 - (1) 投稿原稿の査読結果に対する担当幹事委員の総括に基づく採否の審議。この審議結果に基づき、委員長・副委員長が採否を決定する。
 - (2) 各号の目次の承認・決定。
 - (3) 特集号の企画・決定。
 - (4) 委員会予算案の承認。
 - (5) 投稿要項の変更（公益出版部会へ諮り、理事会へ報告）。
 - (6) 購読料の変更（理事会審議事項）。
 - (7) その他、編集に関わる事項の審議・決定。
10. 編集委員会（外国人編集委員を除く）は、委員長のもとに編集の基本方針に関わる事項を審議し、承認あるいは決定する。
11. 論文の応募、審査員、採否に関する事柄については厳密に守秘義務を負う。
12. 特集号の企画・編集作業、それに伴うシンポジウム等の企画・実施は、委員長・副委員長と、指名された幹事委員・委員数名から構成される特別委員会において行う。論文の審査は、通常号の論文と同様な取り扱いによって行う。

審査

13. 投稿原稿の審査にあたっては、編集の基本方針に沿ったもので、本誌に掲載するにふさわしい原稿、すなわち大局的な見地から論文が相当数の読者にとって有益か否かによって採否を判定する。
14. 論文・報告・研究ノート・現況総括について、担当委員および担当幹事委員は論文審査員の査読を取りまとめる。災害調査速報・討議については、担当委員および担当幹事委員が査読を行う。
15. 審査は別途定める「編集委員用マニュアル」に従う。

学会事務局

17. 学会事務局は、委員会の運営を補佐し、連絡、調整、手配等の編集に伴う各種の実務を行う。

その他

18. 「Guide for Authors」は別途定め、その変更は公益出版部会の承認を受けなければならない。
19. この規程によらないもの、あるいは不明確な点は、編集委員会と学会事務局が協議して対処する。
20. 規程の変更は公益出版部会の承認を受けなければならない。

(以上)